

「平成29年3月から適用する公共工事設計労務単価」の適用に伴う
特例措置の実施及びインフレスライド条項の運用について

1 経緯

国は、労働市場の実勢価格を適切に反映するとともに、社会保険への加入徹底の観点から、必要な法定福利費相当額を反映させた「平成29年3月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「新労務単価」という。）を決定・公表した。これにより、東京都においては、新労務単価と「平成28年2月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「旧労務単価」という。）を比べて約1.6%の上昇となった。

さらに、国では、平成29年3月1日以降に契約を締結する工事のうち、旧労務単価を用いて予定価格を積算した工事について、新労務単価に基づく契約に変更するための協議を受注者が請求できるよう特例措置を定めるとともに、一定の既契約の工事については、インフレスライド条項を適用して新労務単価を反映することとし、各自治体に対しても適切に対応するよう求めている。

本区においても、国の要請を踏まえ、新労務単価の適用を行うとともに、特例措置の実施及びインフレスライド条項の運用についても行うものとする。

2 概要

裏面のとおり

3 実施予定日

平成29年3月1日

以 上

I 特例措置の実施について

1 対象工事

平成29年3月1日以降に契約を締結する工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているもの。

ただし、変更協議が整う前に支払手続き済みの場合は対象外とする。

2 特例措置の内容

受注者は、工事請負契約条項第54条の規定により、旧労務単価に基づく契約を新労務単価に基づく契約に変更するための契約金額の変更の協議を請求することができる。

3 契約金額の変更

$$\boxed{\text{変更後の契約金額}} = \boxed{\text{新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格}} \times \boxed{\text{当初契約の落札率}}$$

4 請求期限

契約金額の変更協議の請求期限は、工期末の15日前までを原則とする。

II インフレスライド条項の運用について

1 対象工事

平成29年3月1日が工期内にある工事で、かつ、残工期が基準日から2か月以上あるもの。

運用開始日以降に受発注者間で適用対象工事であることを確認の上、工事請負契約条項第25条第6項の規定によりスライド請求することができる。

※基準日：運用開始日以降に、発注者又は受注者が契約金額の変更の協議を請求した日から起算して、14日以内で発注者と受注者が協議して定める日（請求日とすることを基本とする。）

2 スライド額について

スライド額は、当該契約に係る変動額のうち契約金額から基準日における出来高部分に相応する契約金額を控除した額の100分の1に相当する金額を超える額とする。

以 上